

日本統治下の台湾における法文上から見たる妾の法的 位置づけ

西 田 真 之

はじめに

- 一 日本統治下の台湾における特殊な法領域
- 二 刑法上の法文から見る妾の位置づけ
- 三 民法上の法文から見る妾の位置づけ
むすびにかえて

はじめに

(一) 問題意識

本稿は、日本統治下の台湾における妾をめぐる法的諸問題を検討するために、当時の台湾において編まれた法案の規定から見た妾の取り扱われ方の概況を見るものである。

筆者は、これまで近代東アジアにおける妾の法的諸問題につき研究を進めてきた。特に、広義の東アジアにおいて独立国としての立場を保持しながら近代法継受を行った日本・中国・タイを対象に、各国での妾をめぐる法的諸問題に焦点をあて、それぞれ近代法典の編纂過程で一夫一婦制を建前とする法文を設けつつも、実際のところ法文の解釈や判例での扱われ方を見ると、夫が正式に娶った妻以外に、正式な婚姻儀式や手続きを経ずして双方の許諾や同意の下で性行為及び扶養関係を有する女性を妾として有することを消極的ながらも暗に容認する体制、即ち一夫一婦容妾制が形成されていたことを明らかにした。⁽¹⁾

その一方で、植民地支配を受けた地域では宗主国の法体制が大きく関わってくるが、特に家族や親族に関する法分野は現地の慣習とも関わる問題であり、台湾・朝鮮半島・満洲では法体制の整備を進めながらも、妾をめぐる法的諸問題についても対応に迫られていった模様である。そうした筆者の問題意識から、日本や中国の法文と比較しつつ、特殊な法領域として日本の統治下におかれた満洲での妾をめぐる立法状況を整理しながら検討を進めたが、本稿では日本統治下での台湾に焦点をあてて考察を行ってゆくこととしたい。⁽²⁾

これまでに、法的側面から台湾における妾に着目した先行研究がいくつか発表されている。⁽³⁾ 先行研究では、日本統治下の台湾では法院の立場として妾を一貫して容認し、妾に法的保護を与えていたものの、旧慣では認められていなかった妾側からの夫に対する離縁請求を次第に認めるようになったとされている。⁽⁴⁾ 一方で、明治四〇年代から大正期にかけて編まれた法案等では「妾」の文言が盛り込まれており、当初は妾を積極的に保護することが企図されていたような節が窺える。

そこで本稿では、日本の植民地支配を受けた地域での総合的な比較検討を将来的に行うことを視野に、まずは法文の上で台湾における妾の取り扱いを見ることとする。尚、本稿で扱う妾に関する法的諸問題には、刑法上の視点として親族の範囲や、姦通罪或いは重婚罪の成立可否の点が、民法上の視点としては親族相続令草案での妾

の保護規定や夫婦間の離婚事由に関する点が含まれる。

(二) 資料及び用語

本稿にて用いた資料を説明しておく。まず、日本統治下の台湾で制定された法令や勅令に関しては、内閣記録課『台湾ニ施行スヘキ法令ニ関スル法律其ノ沿革並現行律令』（出版社不明、一九一五年）及び外務省条約局法規課『台湾の委任立法制度（外地法制誌）第三部の二』（出版社不明、一九五九年）に依拠した。台湾にて旧慣調査や旧慣に基づいた法案の起草に携わった岡松参太郎による文書資料は、「早稲田大学図書館所蔵 マイクロフィルム版 岡松参太郎文書」（雄松堂アーカイブズ、二〇〇八年）として公開されているが、マイクロフィルムの資料を記す際には、早稲田大学図書館・早稲田大学東アジア法研究所編『早稲田大学図書館所蔵 岡松参太郎文書目録』（雄松堂、二〇〇八年）に基づき、リール番号と資料番号を用いて記す。

また、本稿で用いる用語については次の通りとする。植民地支配が始まると、明治二十三年（一八九〇年）に大日本帝国憲法が施行された際に日本の領土の範囲にあった地域を内地、施行後に新たに領土や租借地、委任統治地域として領有した地域を外地、と称することとなった。⁵⁾そこで本稿で内地と表記する場合は、大日本帝国憲法制定時に日本の領土にあった範囲を示すものとする。国名につき、当時の文献では中国を「支那」と記しているものがあるが、引用部分を除き「中国」と表記する。

さらに、妾の家庭内における身分や位置づけを考察するために、いくつか用語を整理しておく。まず、正式な婚姻関係を結んでいる男性を夫、その配偶関係にある女性を妻と称する。そして、夫が妻以外に別の女性と同意の上で性行為及び扶養関係を有している場合、その別の女性のことを妾と称する。その際、当時の台湾での旧慣調査や概説書では、夫と妾との関係を準婚姻関係と捉えて「夫妻婚姻」と称し、また婚姻関係である以上はその

関係を解消するに際して「離婚」という用語を用いるのが適切であると指摘するものがある⁽⁶⁾。確かに、夫と妾とは親族関係が生ずる間柄であり、当時の戸口簿調査でも「妾婚姻」と呼称していたものの、妾は正式な婚姻関係として関係を有する妻とは異なる立場にあつたこと⁽⁷⁾、妾との関係は重婚罪の適用は受けなかつたこと、また「妾は正妻に準ずる者」⁽⁸⁾や「妾は配偶者ではないが配偶者に準ずべきもの」⁽⁹⁾との表現もなされていることから、夫と妾との関係を称するのに正式な配偶者との間で用いる「婚姻」・「離婚」という言葉をそのままではめて用いると、現代では誤解が生ずる可能性がある。そうした点に鑑み、本稿では引用部分を除き、夫と妾との関係では「婚姻」及び「離婚」という表現を用いないこととした。

また、妾の家庭内での位置づけを考察するにあたり、「親属」と「親族」のどちらで表記するのか、という問題がある。日本では、刑法典の編纂の初期の頃には「親属例」と記されており、また中国でも「親属法」と表記される。この「親属」の名称が「親族」と同種の用語であると見做す見解と、明確に区別されていたとする見解があるが、本稿ではこの議論に立ち入ることはせず、当時の台湾をめぐる議論の際に用いられていた表記に倣って記すものとする。

一 日本統治下の台湾における特殊な法領域

まずは、日本統治下の台湾にて生じた特殊な法領域の模様につき概観する。明治二八年(二八九五年)に調印された下関条約により台湾は日本に割譲されたが、その統治体制の整備が急務となった。というのも、明治二二年(一八八九年)に公布され、翌年に施行された大日本帝国憲法は、制定された当時の「日本」の領域に効力が及ぶものとされていたものであり、新たに領有した台湾にその効力が及ぶのか、ということが問題となつたため⁽¹²⁾

である。台湾の統治方法につき当時のお雇い外国人からは、日本の内地とは別に台湾を植民地として統治する見解⁽¹³⁾、及び、台湾を日本の一部として同化させる立場の見解⁽¹⁴⁾が提議された。前者のように台湾を植民地として統治する植民地主義と、後者のように台湾にまで日本の法令を延長して適用する内地延長主義の考えが示されていたが、統治体制の基本方針に関する議論が充分になされないまま、台湾での抗日武装運動の激化も相まって、まずは軍事命令による統治が行われた。

その後民政に移行し、その際明治二十九年（二八九六年）に公布された「台湾ニ施行スヘキ法令ニ関スル法律」（同法律は法律番号から「六三法」と称される）では、第一条にて「台湾総督ハ、其ノ管轄区域内ニ法律ノ効力ヲ有スル命令ヲ発スルコトヲ得。」と規定されたが、これは台湾総督に法律に代わる命令（これを律令と称する）の制定権を与えることを意味するものであった。台湾総督に広大な権限を付与する点につき、帝国議会では度々その違憲性が指摘されたが、三年の時限立法という条件の下で採択されることとなった。六三法はその後、明治三十一年（一八九八年）に三年の延長が認められ、さらに明治三十五年（一九〇二年）に再度三年の延長が認められた。延長期限を迎える明治三十八年（一九〇五年）は、折しも日露戦争が勃発していたこともあり、平和克服の翌年末日までを限度としてさらに延長することに決した。最終的に六三法は、ポーツマス条約にて日露戦争が終結した翌年の明治三十九年（一九〇六年）まで効力を有したことになる。

この六三法の下で律令が定められていったが、明治三十二年（一八九八年）には全四条から成る「民事商事及刑事ニ関スル律令」（律令第八号）が發布され、同律令の第一条では次のように規定された。

第一条

民事商事及刑事ニ関スル事項ハ、民法商法刑法民事訴訟法刑事訴訟法及附属法律ニ依ル。但左ニ掲クル事項ハ別ニ定ムルマテ現行ノ例ニ依ル。

- 一 本島人及清国人ノ外ニ関係者ナキ民事及商事ニ関スル事項
- 二 本島人及清国人ノ刑事ニ関スル事項

同条により、台湾では民事・商事・刑事に関係する事項については、内地における民法・商法・刑法・民事訴訟法・刑事訴訟法及び附属法に依るとしながらも、台湾人及び清国人のみに関係する民事及び商事に関係する事項と、台湾人及び清国人の刑事に関係する事項については、台湾における慣習と条理に基づいて判断されることとなった。このように、内地の法を外地の台湾に適用することを原則としながらも、台湾の慣習が息づく体制が生まれたが、その後もこうした状況が続いてゆく。

明治三十九年（一九〇六年）には「台湾ニ施行スヘキ法令ニ関スル法律」（同法律は法律番号から「三一法」と称される）が公布され、翌明治四〇年（一九〇七年）に施行されたが、同法の第一条では「台湾ニ於テハ法律ヲ要スル事項ハ、台湾総督ノ命令ヲ以テ之ヲ規定スルコトヲ得。」と定められた。六三法に続き三一法においても、統治のために台湾総督に立法権が認められていた。三一法は当初五年の時限立法とされたが、延長が繰り返され、大正一〇年（一九二二年）まで有効期限が延長された。

三一法により定められたものに、「台湾刑事令」（律令第九号）と「台湾民事令」（律令第一一号）がある。それぞれ、明治四一年（一九〇八年）に公布された律令であり、刑事に関する事項は内地における刑法・刑事訴訟法に、民事に関する事項は内地における民法・商法・民事訴訟法及び附属法に依拠する旨が定められたが、台湾民事令第三条では次のように規定された。

第三条

本島人及清国人ノミノ間ノ民事ニ付テハ左ノ規定ヲ除クノ外、民法、商法及其ノ附属法律ニ依ラス、旧慣ニ依ル。

一 民法第二百四十条及第二百四十一条

二 民法第四百九十四条乃至第四百九十八条

当該規定により、遺失物及び埋蔵物を定めた規定（民法二四〇条・同法二四一条）、また債務の弁済について定めた規定（民法四九四条乃至四九八条）以外で台湾人及び清国人のみが関係する民事についての事項は旧慣に基づくこととなった。

台湾統治の基本方針が大きく転換するのが、大正一〇年（一九二一年）に成立する「台湾ニ施行スヘキ法令ニ関スル法律」（同法律は法律番号から「法三号」と称される）である。法三号には、次の規定が置かれた。

第一条

法律ノ全部又ハ一部ヲ台湾ニ施行スルヲ要スルモノハ、勅令ヲ以テ之ヲ定ム。

前項ノ場合ニ於テ、官庁又ハ公署ノ職権、法律上ノ期間其ノ他ノ事項ニ関シ、台湾特殊ノ事情ニ因リ特例ヲ設クル必要アルモノニ付テハ、勅令ヲ以テ別段ノ規定ヲ為スコトヲ得。

第二条

台湾ニ於テ法律ヲ要スル事項ニシテ、施行スヘキ法律ナキモノ又ハ前条ノ規定ニ依リ難キモノニ関シテハ、台湾特殊ノ

事情ニ因リ必要アル場合ニ限り台湾総督ノ命令ヲ以テ之ヲ規定スルコトヲ得。

法三号が制定されたことにより内地法延長主義、即ち日本内地法を原則として台湾にて適用する方針が取られることとなった。大正十一年（一九二二年）には「民事ニ関スル法律ヲ台湾ニ施行スルノ件」（勅令第四〇六号）が制定され、民法・商法・民事訴訟法が台湾に施行されることとなった。但し、内地法延長主義が取られつつも、法三号に基づき台湾の特殊な事情に基づき特例を設けることも認められていた。特に問題となったのが、親族・相続に関する事項への対応である。勅令第四〇六号で日本の内地の民法が台湾に施行されることになるが、親族・相続に関する慣習は台湾では大きく異なるところがある。そのため、「台湾ニ施行スル法律ノ特例ニ関スル件」（勅令第四〇七号）が制定され、第五条にて次のような例外規定が設けられた。

第五条

本島人ノミノ親族及相続ニ関スル事項ニ付テハ、民法第四編及第五編ノ規定ヲ適用セス、別ニ定ムルモノヲ除クノ外、慣習ニ依ル。

このように、日本内地の法体制が台湾に適用されることが原則となったものの、家族法分野に関する諸問題では、旧慣に基づき判断がなされることとなった。

台湾での旧慣調査は明治三四年（一九〇一年）に「臨時台湾旧慣調査会規則」が定められたことにより進められてゆき、⁽¹⁵⁾ 明治三四年（一九〇一年）から大正六年（一九一七年）にかけて岡松参太郎を中心に調査が行われた。⁽¹⁶⁾ 台湾の慣習調査によると、一夫一婦制は厳格に適用されていたものの、妻以外に妾を娶ることが認められていた。

妾の生活形態は、夫の家に入り夫や夫の家族と同居することが通例であったものの、夫や夫の家族と別居する場合もあった。そして、妾は妻に準ずるものと位置づけられ、同居する家族とは親族関係が発生していた。但し、妻と妾とは明確にその立場が異なっており、妻は妾を監督する権利を有し、妾は妻に服従する義務を負うものとして扱われていた。そのため、妻の立場と比較すると、妾は親族関係やその家庭内での権限は非常に低いものであったとされている。しかし、妻は妾を勝手に追い出すことは出来ず、夫のみ自由に妾と離縁することが認められていた。

こうした台湾における妻と妾との位置づけの違いは、当時の問答録等にて記されている。例えば、明治三五年（一九〇二年）に開かれた台北地方における旧慣調査の問答録では「妾は事実上の妻なるも之を区別することは聖人の定めたるものにて、上は天子より、下は庶人に至るまで皆之を妻と区別し居れり」や、「妻は父母の命に依り礼に依りて娶るも、妾は家計に余裕あるとき之を買ふものなり、故に妻は娶ると云ひ、妾は買ふと云ふ」との記述が見える⁽¹⁷⁾。同様に明治三六年（一九〇三年）に開催された台中における旧慣調査の諮問会でも、妻は家内の事を処理する権限があるのに対して妾は勝手に処理することはできない点、また妻は親属協議を経て六礼の儀によって迎えられるのに対し妾の場合はそうした儀を経ることはない、という点の違いが指摘されている⁽¹⁸⁾。台南地方における旧慣調査の研究会でも、妻と妾は同一の関係ではない旨の回答が寄せられている⁽¹⁹⁾。

以上のような経緯から、台湾では妾の存在を前提とした体制が当初から意識されていた節がある。それは、台湾で行われた戸口調査からも見て取れる。例えば、明治三八年（一九〇五年）に臨時台湾戸口調査規則が定められた際、所帯票の記入にあたり「妾及之ニ対スル男ハ配偶者トシ、妻及総テノ妾ニ死別シタル男ハ鰥トシ、男ニ死別シタル妾ハ寡トシ、妻総テノ妾ニ生別レタル男又ハ男ニ生別レタル妾ハ離婚者トス。」ということが決められていた⁽²⁰⁾。また明治四二年（一九〇九年）七月に「本島人ハ其ノ妾トハ婚姻セサルノ旧慣ヲ存セリ。然ルニ其ノ

妾ト婚姻シ届出タルモノアリ。右ハ受理スルモ妨ナキヤ。」との照会に対し、「受理スルモ妨ケナシ。」との回答が返答されている。⁽²¹⁾

このように、当時の台湾では妾の存在を認める運用がなされていたが、法律の面では妾についてどのように扱うことを想定していたのだろうか。以下、刑法上及び民法上の視点から分析を行う。

二 刑法上の法文から見る妾の位置づけ

刑法上の運用から見ると、明治二九年（一八九六年）には「台湾ニ於ケル犯罪処断ノ件」（律令第四号）にて、「台湾ニ於ケル犯罪ハ、帝国刑法ニ依リ之ヲ処断ス。但其条項中台湾住民ニ適用シ難キモノハ別ニ定ムル所ニ依ル。」と定められ、さらには、明治三一年（一八九八年）の「民事商事及刑事ニ関スル律令」の発布により、内地の刑法の体制が台湾に適用されることとなっていた。但し、前者では台湾にて適用し難いもの、後者でも台湾人及び清国人の刑事に関係する事項は、内地の刑法をそのまま適用するのではなく、台湾の事情について配慮することが盛り込まれていた。刑法の規定の内、慣習に関わる部分として大きく関わるものに親族の範囲の問題があった。

刑法上の親族に関する規定は、親族容隠や親族相盗といった法文の効果が及ぶ範囲として重要な意味を有するため、日本や中国では法典の編纂過程にて妾の扱いをめぐる問題への対応に迫られた。⁽²²⁾台湾でも刑法上の親族の範囲に関する規定をめぐり、明治四一年（一九〇八年）に開かれた判官協議会において、次のような案が検討されている。⁽²³⁾

第一条

左ニ掲クルモノヲ以テ本島人間ニ於ケル刑法上ノ親族トス。

一 六親等内ノ血族

一 配偶者

一 三親等内ノ姻族

第二条

妾ト家長（夫）正妻及ヒ家長ノ父母トハ親族ニ準ス。

媳婦仔ト其夫ト為ルヘキモノトハ親族ニ準ス。

媳婦仔ト夫ト為ルヘキモノノ血族ノ間ニハ、媳婦仔ト夫ト為ルヘキモノトガ婚姻ヲ為スニ依リ生スルト同様ノ親族關係ヲ生シタルモノト看做ス。

第三条

親等ヲ定ムルニハ親族間ノ世数ヲ算シテ之ヲ定ム。

傍系ノ親等ヲ定ムルニハ其一人又ハ其配偶者ヨリ同始祖ニ遡リ其始祖ヨリ他ノ一人ニ下ルマテノ世数ニ依ル。

第四条

養子ト養親及ヒ其血族トノ間ニ於テハ養子縁組ニヨリ血族間ニ於ケルト同一ノ親族關係ヲ生ス。

養子ト称スルハ過房子、螟蛉子、過継子、養子、夫ト為ルヘキモノノ定マリナキ媳婦仔、其他ノ養女トス。

第五条

継父母ト継子、又嫡母ト庶子トノ間ニ於テハ親子間ニ於ケルト同一ノ親族關係ヲ生ス。

第二条にて妾を親族に準ずるものとして扱っているが、この理由について、旧来の慣習に基づいているものとしつつも、蓄妾制度は存続させるべきではないため、刑法の適用上家長（夫）・正妻・家長の父母の三者にのみ親族關係を認めることとした旨が記されている。⁽²⁴⁾

さらに明治四十二年（一九〇九年）に示された案では、親族の範囲に関しては次のように規定が修正された。

第一条

左ニ掲クルモノヲ以テ本島人間ニ於ケル刑法上ノ親族トス。

- 一 四世親内ノ血族。但、外親ハ三世親内ニ限ル。
- 一 配偶者。

一 二世親内ノ姻族。但、妻ト夫トノ同宗血族トノ間ハ三世親ニ及フ。

同宗血族ノ妻ト妻トハ姻族ニ準ス。

同宗ト称スルハ男系血族相互ノ關係ヲ謂ヒ、外親ト称スルハ同宗以外ノ血族ヲ謂フ。

第二条

妾ト家長（夫）正妻及家長ノ父母トハ親族ニ準ス。

養媳又ハ養婿ト将来其配偶者ト為ルヘキモノトハ親族ニ準ス。

養媳又ハ養婿ト将来其配偶者ト為ルヘキモノハ、互ニ他方ノ親族ニ対シ、両者カ婚姻ヲ為スニ因リ生スルト同様ノ親族關係ヲ生ス。

第三条

世親ハ親族間ノ世数ヲ算シテ之ヲ定ム。旁系親^{マツ}ノ世親ハ、其双方ヲ同始祖ニ遡ルノ世数ニ依ル。若双方ノ世数ニ差異アルトキハ、其多キモノニ従フ。

第四条

養親及其血族ト養子及養家ニ於ケル其直系卑屬トノ間ニハ、実親子ヨリ生スルト同一ノ親族關係ヲ生ス。

養子ト称スルハ、過房子、螟蛉子及養女ヲ謂フ。

養媳ニシテ養家ノ実子又ハ養子ヲ以テ其夫ト為スヘキコトノ定ヲサルモノハ養女ト見做ス。

第五条

繼母ト前妻ノ子（及其直系卑屬）トノ間、嫡母ト庶子（及其直系卑屬）トノ間ニハ、実母子ヨリ生スルト同一ノ親族關係ヲ生ス。

修正案の第二条でも妾を親族に準ずるものとして扱っている。同修正案でも立案にあたり、台湾の旧慣に従っ

たことを指摘しつつも、蓄妾制度は存続させるべきではなく、妾と家長（夫）との関係を配偶者とはせず、単に親族関係が生ずるもののみとしたことに言及している。⁽²⁵⁾その後、刑法上の親族例については更なる検討を要することとなり、決議は延期された。

その後、大正一五年（一九二六年）に出版された台湾刑法の概説書では、親族容隠や親族相盜を定めている条文における「親族」に妾が含まれるのか、ということにつき言及がなされていない。⁽²⁶⁾但し、その後も妾は親族の範囲に含めて考えられていた模様である。というのも、当時の台湾の民事法における概説書では、刑法上の親族の範囲であると断りを入れながらも、明治四一年（一九〇八年）の案における親族の範囲が民事訴訟法にて適用されているものと指摘しているものがある。⁽²⁷⁾さらに、慣習上認められている法律上の親族の範囲として、①六親等内の血族、②配偶者、③準配偶者、④三親等内の姻族、を挙げた上で、この内の準配偶者とは正妻を有している男子が他の女性を妾として有する場合を含めているものがある。⁽²⁸⁾こうした点から、妾は親族の一員として見做されていた節が見て取れよう。

尚、日本内地の刑法では「有夫ノ婦」のみを姦通罪の処罰対象としており、夫が仮に正式に娶った妻以外の女性を妾として有したとしても、処罰されないこととなっていた。また、重婚罪について、台湾の法院における判例では「重婚罪ハ結婚ノ式ヲ挙クルト同時ニ成立スル。」（明治四二年控刑第一二六号「一九〇九年一月二日宣告」）と、文字通り重ねて婚姻することが重婚罪の成立要件となっていた。前述の概説書では、「重婚罪は有夫の婦若くは有婦の夫が新なる婚姻を為すに依つて成立するものであつて、有夫の婦若くは有婦の夫か更に他の女又は男との間に結婚の式を挙げて住居する場合に於ても、未だ法律上の手続を施行せない以上は重婚であるといふことは出来ない。」との記述も見えることから、⁽²⁹⁾正式な配偶者とは見られていなかった妾と関係を有していたとしても、重婚罪に問われることはなかったと思われる。

三 民法上の法文から見る妾の位置づけ

台湾では親族及び相続に関する諸問題は旧慣での対応が図られたが、旧慣重視の姿勢は、明治末期から大正初期にかけて編まれた台湾親族相続令の草案にも見受けられる。特に、当初の草案では妾を法的に認め、妾の権利義務関係が明文で規定されていたことから、積極的に妾に対して法的保護を与えようとしていた節が垣間見える。具体的に、いくつかの草案の条文から確認してみよう。

明治四四年（一九一一年）一二月の全一七七条から成る「台湾親族相続法第一草案」では、妾の親族関係に関する規定につき、次のように設けられた。

第六条

妾ト夫及其祖父母、父母、妻、子、孫、子孫婦トノ間ニハ親族関係ヲ生ス。

前項ノ親族関係ハ妾ノ離別ニ因リテ消滅ス。

第二〇条

妻ハ婚姻ニ因リテ夫ノ家ニ入ル。但招婿、招夫ハ妻ノ家ニ入ル。

養媳、養婿ハ養家ニ入ル。

妾ハ夫ノ家ニ入ル。

第四二条

配偶者アル者ハ重テ婚姻ヲ為スコトヲ得ス。但独子双祚者カ両妻ヲ娶リタルトキハ其後娶ノ妻ヲ以テ妾ト看做ス。

また、第一草案では、第一篇「親族」第三章「婚姻」第三節に「妾」の項目が設けられ、次のように定められた。

第一〇四条

置妾ノ要件ニ関シテハ婚姻ノ要件ニ関スル規定ヲ準用ス。但第四十二条ノ規定ハ夫タルヘキ者ニ之ヲ適用セス。

第一〇五条

妾ヲ置クニハ男ハ自ラ主婚スルコトヲ得。但家長ノ意ニ反シテ之ヲ家ニ入ル、コトヲ得ス。

第一〇六条

妾トナルヘキ女ハ主婚人ヲ立ツルコトヲ要ス。

前項ノ場合ニハ婚姻ノ主婚人ニ関スル規定ヲ準用ス。

第一〇七条

妾ヲ置クニハ媒人ヲ通シテ之ヲ為スコトヲ要ス。

第一〇八条

妾カ買斷ニ依ルトキハ契字ヲ立ツルコトヲ要ス。

第一〇九条

妾ニ対スル夫ノ權利義務ニ付テハ婚姻ノ効力ニ関スル規定ヲ準用ス。

第一一〇条

妻ナキトキハ妾ハ第七十二条規定ノ權利ヲ行フコトヲ得。

第一一一条

妾ハ妻ニ服従スヘキ義務ヲ負フ。

妻ハ妾ヲ懲戒スル權利ヲ有ス。

第一一二条

夫ハ任意ニ其妾ヲ離別又ハ改嫁スルコトヲ得。但妾カ買斷セラレタル者ニ非サルトキハ生家ノ同意ヲ得ルニ非サレハ改嫁スルコトヲ得ス。

夫ノ死後ニ於テ妾ニ不行跡アリタルトキハ家長ノ尊屬又ハ妻ハ之ヲ放逐スルコトヲ得。

その一方で、明治四五年（一九一二年）一月から二月にかけて作成された案では、妾の文言が削除されている。⁽³¹⁾

同年四月にて示された「第二回修訂台湾親族令第二草案」でも、妾を保護する規定は登場していない。その上で同草案では、親族関係及び重婚禁止の規定として、次の条文が置かれた。

第一編「親族」第一章「総則」

第三条

夫ト妻トノ間ニハ親族関係ヲ生ス。

第一編「親族」第三章「婚姻」

第五条

配偶者アル者ハ重テ婚姻ヲ為スコトヲ得ス。

養媳及其夫ト為ルヘキ者ハ本条ノ適用ニ関シテハ配偶者アルモノト看做ス。

妾の親族関係については規定が置かれておらず、また重婚の禁止規定は設けられているが、妾を有していた場合に重婚との兼ね合いをどのように扱うのか、ということとは定められていない。⁽³²⁾

明治四五年（一九二二年）六月に編まれた「台湾親族相統令第二草案（最終案）」でもほぼ同様の規定が設けられ、⁽³³⁾最終的に同年七月に示された「台湾親族相統令第二草案」では、「本案ニ於テ妾ノ身分ヲ認メス。清律ノ規定及ヒ本島ノ旧慣ニ於テハ、妾ハ私通ノ女ニ非スシテ第二位ノ配偶者ナリ。然レトモ今日妾ヲ置クハ単ニ前代ノ遺習ヲ継続スルニ過キスシテ、何等ノ必要アルニ非ス。如此風習ハ良俗ニ反スルヲ以テ、本案ニ於テハ民法ト同一ノ主義ヲ取り、妾ヲ以テ私通ノ女ト為シタリ。」⁽³⁴⁾として、妾の文言が盛り込まれていない。

第一草案では妾の保護が明文化されていたが、第二草案では第三条にて親族関係は夫婦間のみで発生すること、また第五条では重婚の禁止規定が設けられ、養媳、即ち将来夫となるべき男性のために家に迎え入れた幼女との関係は配偶者として扱うものの、妾との関係については言及がなされておらず、妾保護の方針が廃止されている。⁽³⁵⁾台湾親族相続令の草案の立法理由を示した著作においても、「本島ニ於テハ、妾ハ私通ノ女ニ非ス。一ノ身分ナリ。本案ハ之ヲ以テ悪習ト為シ、断然之ヲ認メサルコトトセリ。」として、同草案にて台湾の旧慣を改めたもの一つに蓄妾が挙げられており、妾を容認しなかつたことが記されている。⁽³⁶⁾

このように妾の文言が明文では記されていないが、但しこれを以つて同草案にて台湾にて妾廃止の方針が確定したと評価することは難しい。というのも、第二草案にて夫婦間の離婚事由を定めた条文では次のように規定されているためである。

第一編「親族」第三章「婚姻」

第六〇条

夫妻ノ一方ハ左ノ場合ニ限り離婚ノ訴ヲ提起スルコトヲ得。

一 配偶者カ重婚ヲ為シタルトキ。

二 妻カ姦通ヲ為シタルトキ。

三 夫カ姦淫罪ニ因リテ刑ニ処セラレタルトキ。

四 配偶者カ偽造、賄賂、猥褻、窃盜、詐欺及恐喝、横領、贓物ニ関スル罪若クハ刑法第百八十六条及ヒ第百八十七条

ニ掲ケタル罪ニ因リテ懲役又ハ禁錮以上ノ刑ニ処セラレ、又ハ其他ノ罪ニ因リテ懲役三年以上ノ刑ニ処セラレタルトキ。

- 五 配偶者ヨリ同居ニ堪ヘサル虐待又ハ重大ナル侮辱ヲ受ケタルトキ。
- 六 配偶者ヨリ悪意ヲ以テ遺棄セラレタルトキ。
- 七 配偶者ノ直系尊属ヨリ虐待又ハ重大ナル侮辱ヲ受ケタルトキ。
- 八 配偶者カ自己ノ直系尊属ニ対シテ虐待ヲ為シ又ハ之ニ重大ナル侮辱ヲ加ヘタルトキ。
- 九 配偶者ノ生死カ三年以上分明ナラサルトキ。
- 十 配偶者ニ悪疾アルトキ。
- 十一 配偶者カ第三十八条ニ規定シタル契約ニ依リ負担シタル重大ナル義務ヲ悪意ヲ以テ履行セサルトキ。

当該規定を見ると、姦通をめぐる離婚事由が夫と妻とでは別々に定められていることが分かる。この夫婦間での離婚事由の差別規定は、明治三十一年（一八九八年）に施行された明治民法典でも同様であったものであるが、この規定では仮に夫が妻以外に妾を有していたとしても、そのみでは妻側からの離婚提起は認められていないこととなるため、暗に夫が妾を有することが認められる体制となっていたことが法文上見て取れる。尚、大正三年（一九一四年）七月に編まれた全五〇九条から成る「台湾親族相続令第三草案」でも、第三条に夫妻間での親族関係規定、第四七条に重婚禁止規定、第一〇五条に夫婦間の離婚事由規定が定められた。文言は若干異なる箇所はあるものの、内容は第二草案と同じものであった。

最終的に大正三年（一九一四年）八月に完成したと思われる「台湾親族相続令」では、次のように規定が置かれた。

第四七条

配偶者アル者ハ重テ婚姻ヲ為スコトヲ得ス。
養媳ト其夫ト為ルヘキ者トハ本条ノ適用ニ関シテハ配偶者タルモノト看做ス。

第一〇四条

夫婦ノ一方ハ左ノ場合ニ限り離婚ノ訴ヲ提起スルコトヲ得。

- 一 配偶者カ重婚ヲ為シタルトキ。
- 二 妻カ姦通ヲ為シタルトキ。
- 三 夫カ姦淫罪ニ因リテ刑ニ処セラレタルトキ。
- 四 配偶者カ偽造、賄賂、猥褻、窃盜、強盜、詐欺、恐喝、横領、贓物ニ関スル罪、刑法第百八十六条若クハ第百八十七条ニ掲ケタル罪ニ因リテ懲役若クハ禁錮以上ノ刑ニ処セラレ又ハ其他ノ罪ニ因リテ懲役三年以上ノ刑ニ処セラレタルトキ。
- 五 配偶者ヨリ同居ニ堪ヘサル虐待又ハ重大ナル侮辱ヲ受ケタルトキ。
- 六 配偶者ヨリ悪意ヲ以テ遺棄セラレタルトキ。
- 七 配偶者ノ直系尊属親ヨリ虐待又ハ重大ナル侮辱ヲ受ケタルトキ。
- 八 配偶者カ自己ノ直系尊属親ニ対シテ虐待ヲ為シ又ハ之ニ重大ナル侮辱ヲ加ヘタルトキ。
- 九 配偶者ノ生死カ三年以上分明ナラサルトキ。
- 十 配偶者カ癩ヲ発シ又ハ三年以上継続シ且不治ト認ムヘキ精神病ニ罹リタルトキ。
- 十一 配偶者カ第八十二条ニ規定シタル契約ニ依リ負担シタル義務ヲ悪意ヲ以テ履行セサルトキ。

その後、大正一〇年（一九二一年）一〇月に開催された第二回台湾総督府評議会にて、日本内地における民法を台湾に施行するにあたり除外例を設けることの是非をめぐる議論が起こり、会議の席上で妾に関する問題が議題に上っている。既に同年六月に開催された第一回評議会の場で妾の問題の扱い方は重要である旨の指摘がなされていたが、第二回評議会では妾制の保護に関しては否定的な見解が示されている。⁽³⁷⁾

このように、親族相続令草案では「妾」の文言が削られ、また妾制の維持については否定的に見られていた模様であるが、しかし実際のところ妾の親族関係は引き続き考慮されていた模様である。というのも、台湾における戸口調査の実務のために法令や規則をまとめた著作『台湾戸口事務捷徑』に、台湾の慣習と内地の民法との関係について規定を整理した「慣習ト民法ノ対照」が参考資料として載録されているが、そこでは「妾ト夫竝其ノ祖父母、父母、子及孫トノ間ニハ親族関係ヲ生ス。」（第五条）との規定が置かれ、その上で「本島ニ於テ妾ハ私通ノ女ニ非ス。法令ノ認メタル身分ナリ。其ノ地位ハ妻ニ準スヘキモノナレトモ、其ヨリ生スル親族関係ハ妻ヨリ生スルモノニ比シテ頗狭ク僅ニ本条ニ掲ケタルモノニ止マル。」との説明文が付されているためである。⁽³⁹⁾ また、内地の民法と妾に関連するものとの兼ね合いから、同資料においては次のように規定が整理されている。

第三三条

妾縁組ノ成立、効力及離別ハ後四条ニ掲ケルモノヲ除キ、婚姻ノ成立効力及離婚ニ準ス。

第三四条

重婚ノ禁ハ妾縁組ノ場合ニ夫ニ準用セラレス。

夫カ妾縁組ヲ為スニハ父母ノ同意ヲ得ルコトヲ要セス。

第三五条

妾縁組ハ女カ妾トシテ男ノ家ニ入りタル時ニ成立ス。妾ト称スト雖其男ト居ヲ異ニシタル者ハ、之ヲ妾ト認メス。男カ其ノ家ニ在ル婢ヲ収メテ妾ト為ス場合ニハ、其縁組ハ縁組ノ合意ヲ為シタル時ニ成立ス。

第三六条

夫ハ正妻ナキトキ、正妻カ家事ヲ処理スル能力ナキトキ又ハ正妻ノ同意ヲ得タルトキニ非サレハ、妾ヲシテ家事ヲ代理セシムルコトヲ得ス。

第三七条

夫妾ノ一方ハ如何ニテモ他ノ一方ニ対シ離縁ノ訴ヲ提起スルコトヲ得。

妾からも夫に対する離縁の請求が認められるようになっていたが、この理由につき「旧慣ニ於テ、夫ハ何時ニテモ任意ニ妾ヲ離別スルコトヲ得タルニ、妾ハ夫カ強ヒテ己ヲ嫁売セムトシタルトキ、又ハ己ヲシテ他ト通姦セシメタルトキ、又ハ三年以上夫ノ踪跡不明ナルトキノ外ハ、之ヲ訴求スルコトヲ得ス。此ノ如キハ甚シク妾ノ人格ヲ無視シタルモノナルヲ以テ、判決例ハ之ニ依ラス、妾ニモ夫ト同様ノ離別請求権アルモノト為シタリ。」と説明されている。⁽⁴⁰⁾

さらに、台湾における親族・相続に関連する慣習をまとめた論稿でも、「親族の範囲は民法親族の範囲と同一である」としつつも、「妾と夫、正妻及夫の父母は親族とす。」と記されている。⁽⁴¹⁾ ちなみに、「夫妻間に付、特に

注意すべきは、夫妻は何れの一方でも爾後夫妻関係の継続を欲せざるに於ては、自己の片面的意思に依り何時にても夫妻関係の解消を裁判所に訴求することが出来ることである。此れは慣習に大なる変化を及ぼしたものであつて、夫妻関係の如き時代錯誤の制度は保護を制限するの要ありとの趣旨から出たものである。」との表現からも、従来の慣行から変更が加えられ、妻から夫に対して離婚を請求することが可能となつていたことが分かる。⁴²⁾このように、妻からの離婚請求を認めるようになっていた点では従来の慣行から変わつてきているところがあるものの、未だに実態としては妻を容認する体制が維持されていた節が見て取れる。

むすびにかえて

近代期東アジアの各地域では、それまで慣習上認められてきた妻を法的にどのように扱うのか、という点で対応に迫られていった。本稿では、植民地支配を受けた台湾での状況を概観したが、日本統治下の朝鮮半島においても慣習調査が行われ、妻を配偶者に準ずる者として見ていたことが明らかとなつて⁴³⁾いる。慣習として認められてきた妻の存在は近代法継受の過程でどのような変容を辿つていったのか、という問題も興味深いところである。改めて日本統治下の台湾での妻をめぐる法制度の概況を見ると、日本内地における刑法を台湾に適用させるにあたり親族の範囲に「妾」の文言を含めることが検討されていたり、また親族相続令草案でも当初は「妾」の文言が盛り込まれる等、法的に妾を保護しようとしていたことが窺える。その後、蓄妾に対する否定的な見方もあり、「妾」の文言は草案中には現れなくなつた。しかし、その後も台湾では妾は消極的ながらも容認される体制が見受けられる。日本内地の刑法に規定されていた姦通罪は「有夫ノ婦」のみを処罰対象としていたことから、夫が妻以外に妾と関係を持った場合であっても、姦通罪に問われることはなかつたし、また重婚罪は重ねて婚姻

関係を結んだ場合に適用されるものであり、台湾では準配偶者として捉えられていた妾は正式な配偶者ではないために、夫が妾を有していたとしても重婚罪に問われることはなかった。また親族相続令草案においても、「妾」の文言は無くなったものの、夫婦間の離婚事由の規定は、姦通をめぐる事由については夫と妻とでは別々に規定することが想定されていたことから見ると、法文の解釈では依然として夫が妾を有することを容認することが企図されていた節がある。つまり、台湾においては一夫一婦制を建前としつつも、妾は依然として容認される体制が取られており、当初は「妾」の文言を草案等に明記することで積極的に保護する方針であったところ、「妾」の文言を明記しないながらも消極的に容認する方向へと転換したようにも見える。

では、当時の日本内地の状況はどうであったのだろうか。法文上では一夫一婦制が原則として採用され「妾」の文言は出てくることはなかったものの、夫の蓄妾行為を処罰対象とすることはなく、夫婦間での離婚事由の差別規定により、妾を暗黙の了解で容認する一夫一婦容妾制が取られていた点では類似するところがある。比較法史の視点から日本と台湾の妾の取り扱いを見るならば、夫が妾を有していることを理由とする妻側の離婚請求に関する裁判での運用面では異なる部分もあれば、台湾のメディアで展開された蓄妾税の可否をめぐる論議等では日本や中国、満洲といったところでは共通する議論が展開された側面もある。紙幅の関係上、本稿では台湾における法文上での妾の取り扱いを見るにとどまったが、台湾における判例及びメディアでの妾をめぐる議論については、別稿にて検討することとしたい。

※本稿にて条文や資料を引用する際に用いる漢字は新字を原則とする。但し、台湾にて発表された研究については繁体字にて記載する。また、引用箇所句読点を施した箇所もある。

(1) 拙著『一夫一婦容妾制の形成をめぐる法的諸相 日本・中国・タイの比較法史からの展望』日本評論社、二〇一八年。

(2) 拙稿「満洲における妾をめぐる立法状況の点描」『明治学院大学法学研究』一〇五号、二〇一八年、一〇五―一四八頁。

(3) 初期の頃に日本語で発表されたものとして、李添春「支那及台湾に於ける妾の由来」『農林経済論考』第二輯(台北帝国大学理農学部農業経済学教室研究資料第三号) 出版年不明、一七九―一八九頁、といった研究もあるが、近年日本で発表されたものに、後藤武秀「日本統治下台湾における親族関係の変遷―妾について―」(『東洋通信』五〇巻六号、二〇一三年)や、同「日本統治時期台湾における妾に関する判決の社会への影響―祭祀公業「陳悦記」族譜の分析を通して―」(『東洋大学アジア文化研究所研究年報』五二号、二〇一八年)が、さらに台湾の法院の裁判記録から妾の問題を検討したものに、山中至「台湾覆審・高等法院判例にみる条理について」(『プロジェクト研究』一三号、二〇一七年)がある。また婚姻制度の観点から考察したものに、黄嘉琪「日本統治時代における「内台共婚」の構造と展開」『比較家族史研究』(二七号、二〇一三年)がある。

台湾での研究成果としては、王泰升『台湾日治時期的法律改革(修訂版)』(聯經出版、二〇一四年)や、同『台湾法律史概論(増訂七版)』(元照出版、二〇二五年)といった一連の研究にて日本統治下における台湾の妾の法的問題について検討がなされている。尚、前者は初版の邦訳として、王泰升著、後藤武秀・宮畑加奈子訳『日本統治時期台湾の法改革』東洋大学アジア文化研究所・アジア地域研究センター、二〇一〇年、がある。

また、慣習との関連から見たものに、曾文亮「全新的「舊慣」…總督府法院對臺灣人家族習慣的改造(一八九八―一九四三)」(『臺灣史研究』一七巻一号、二〇一〇年)、人口学的分析からは、張孟珠・楊文山・莊英章「日治時期新竹地區妾婚現象の歴史人口學分析」(『人文及社會科學集刊』二三巻二号、二〇一一年)、李慧婷「以日治時期戶口調査簿初探大甲街女性婚姻」(『臺灣源流』五八・五九号、二〇一二年)等の研究成果が発表されている。

英文文献としては、Tay-sheng Wang, *Legal Reform in Taiwan under Japanese Colonial Rule, 1895-1945: The Reception of Western Law*, University of Washington Press, 2000. Yun-Ru Chen, "Family Law and Politics in the Oriental Empire: Colonial Governance and its Discourses in Japan-Ruled Taiwan (1895-1945)" in *National Taiwan*

- University Law Review*, Vol. 14, No. 1, 2019. Yun-Ru Chen & Sieh-Chuen Huang, "Family Law in Taiwan: Historical Legacies and Current Issues" in *National Taiwan University Law Review*, Vol. 14, No. 2, 2019, 等の研究が挙げられる。
- (4) 後藤武秀『台湾法の歴史と思想』法律文化社、二〇〇九年、七五頁。前掲(註3) 後藤「日本統治下台湾における親族関係の変遷―妾について―」一五一―一六頁。前掲(註3) 山中「台湾覆審・高等法院判例にみる条理について」二八―二九頁。前掲(註3) 王「台湾日治時期的法律改革(修訂版)」三六六頁。
- (5) 山崎丹照『外地統治機構の研究』高山書院、一九四三年、一―二頁。清宮四郎『外地法序説』有斐閣、一九四四年、三頁。
- (6) 姉齒松平「本島人のみに関する親族法並相続法の大意(六)」『台法月報』二八巻四号、一九三四年、四三頁。姉齒松平『本島人ノミニ関スル親族法並相続法ノ大意』台法月報発行所、一九三八年、一三九頁。
- (7) 妻と妾との相違点については、杵淵義房『台湾社会事業史』徳友会、一九四〇年、四六七―四七一頁、を参照されたい。
- (8) 姉齒松平「台湾に於ける夫妻制度と之に伴ふ効果に就て(一)」『台法月報』二四巻八号、一九三〇年、五五頁。
- (9) 姉齒松平「台湾に於ける親族及相続に関する現行慣習の大意」『台法月報』二五巻一―二号、一九三二年、一二頁。尚、筑波大学図書館に同名の著作『台湾ニ於ケル親族及相続ニ関スル現行慣習ノ大意』が所蔵されている。著者・出版社は不明で、出版年は一九二九年とみられるが、内容面では姉齒の当該論稿との関連性があるものと考えられる。同著作においても、「妾ハ配偶者デハナイガ配偶者ニ準スベキモノ」(四頁)と記述されている。
- (10) 判例でも、「妾カ夫ノ家ニ入り其家族トナリ、夫及其正妻、夫ノ両親其他ニ対シ親族関係ヲ生スルニハ、夫カ之ヲ正妻ニ準シ、家族ノ一員トシ、妾ハ其意ニ従ヒ、夫及其家族ト同居スルノミナラス、夫ノ家族モ亦妾ヲ其家族ノ一員ト認め、同居ヲ拒ミ得サル関係ノ下ニ存ルコトヲ要ス。」(大正四年控民第七〇六号「一九一六年七月一日判決」)と、妾は正妻に準ずるものとして扱われていたことが見える。
- (11) 大塚勝美『中国家族法論 歴史と現状』御茶の水書房、一九八五年、一五六―一五八頁。
- (12) この「日本」の範囲につき、伊藤博文は「我カ帝国ノ版図、古ニ大八島ト謂ヘルハ淡路島、即今ノ淡路秋津島即

本島伊予ノ二名島即四国筑紫島九州岬崎島津島即対馬隠岐島佐渡島ヲ謂ヘルコト古典ニ載セタリ。景行天皇東蝦夷ヲ征シ西熊襲ヲ平ケ境土大ニ定マル。推古天皇ノ時、百八十余ノ国造アリ。延喜式ニ至リ六十六国及二島ノ区画ヲ載セタリ。明治元年陸奥出羽ノ二国ヲ分チ七国トス。二年北海道二十一国ヲ置ク。是ニ於テ全国合セテ八十四国トス。現在ノ境土ハ実ニ古ノ所謂大八島延喜式六十六国及各島並ニ北海道沖縄諸島及小笠原諸島トス。」と記している。伊藤博文『帝國憲法義解』国家学会、一八八九年、三頁。

(13) イギリス人のウィリアム・カークウッド (William Montague Hammett Kirkwood) は、イギリスの植民地統治を前提に、明治二八年(一八九五年)に日本の内地とは別個に台湾の統治を行う構想を示している。カークウッド「台湾制度、天皇ノ大権、及帝國議會ニ関スル意見書」及び、同「殖民地制度」伊藤博文編『台湾資料』秘書類纂刊行会、一九三五年、七八一―〇七頁及び、一〇八一―一四八頁。

(14) フランス人のミシェル・ルボン (Michel Joseph Revon) は、フランスのアルジェリアに対する統治方法に依拠し、台湾を日本の一部に含めて統治することを訴えている。ルボン「遼東及台湾統治ニ関スル答議」前掲(註13)伊藤編『台湾資料』三九九―四〇九頁。

(15) 同規則の制定理由には、「本島久シク清国政府ノ治下ニ在テ、法律經濟共ニ旧慣ノ存スルモノアリ。之ガ法律ニ就キ觀ルニ各種ノ慣習法律ノ各部ニ亘リテ存シ、就中土地ニ関スル權利ノ如キ最モ乱雜ヲ極メ、又親族相統ニ関スル規則ノ如キモ到底内地一般ノ法規ヲ以テ律スベカラス。」と記されており、親族相統分野の慣習調査の必要性が意識されていた。「臨時台湾旧慣調査会規則ヲ定ム」『公文類聚第二十五編 明治三十四年 卷三』。

(16) 妾に関する慣習調査の結果については、次の文献を参照した。『台湾旧慣制度調査一斑』臨時台湾土地調査局、一九〇一年。『臨時台湾旧慣調査会第一部調査第二回報告書 第二卷 上・下』臨時台湾旧慣調査会、一九〇七年。『台湾私法 臨時台湾旧慣調査会第一部調査第三回報告書 第二卷 上・下』臨時台湾旧慣調査会、一九一一年。手島兵次郎編『台湾慣習大要 全』台法月報発行所、一九一三年。『親族相統ニ関スル台湾慣習』台湾総督官房法務課、一九三〇年。

(17) 「旧慣研究問答録《台北に於ける旧慣》」『台湾慣習記事』二卷一二号、一九〇二年、二九頁。

(18) 「第二十二回台中地方有志旧慣諮問会筆記」『台湾慣習記事』三卷一二号、一九〇三年、三四―三五頁。

- (19) 「第十四回台南地方慣習研究会筆記」『台湾慣習記事』四卷一〇号、一九〇四年、三五頁。
- (20) 『明治三十八年 臨時台湾戸口調査顛末』台湾総督府官房統計課、一九〇八年、四六頁。
- この理由につき、中国における蓄妾の動向を踏まえた上で、「本島ニ於テモ亦蓄妾ノ風アリ。支那法ニ於ケルト等シク之ヲ妻ニ準シ、夫ノ家属ニシテ夫ト親族関係ヲ有スルハ勿論、夫ノ宗族ト親族関係ヲ有スルモノタルコトヲ認め、且妾ハ之ヲ買斷スルノ習慣ニシテ、一旦妾ト為リタル者ハ其ノ実家トノ親族関係ヲ斷チ実家ノ家族ニ非スト為スカ故ニ、之ヲ旧慣ト現状ニ鑑ミ、本島人中漢人種族及清国人ニ就テハ之ヲ家族ト為セリ。」と記されている。『明治三十八年 臨時台湾戸口調査記述報文』臨時台湾戸口調査部、一九〇八年、四八六頁。
- (21) 「本島人カ妾ト婚姻届出タルトキ取扱方統柄記載方疑義ノ件」『台湾戸口事務捷徑』台北州警務部保安課、一九二六年、一二七頁。
- また、『台湾戸口事務捷徑』に掲載されている各種届書記載例には「妾婚姻ノ例」が、戸口簿記載例には「妾婚姻ノ例」が示されている。同書、三三四頁及び三八九頁。
- (22) 日本では明治初期には刑法草案が編まれた際に妾を親属に含めるか否かで議論が交わされており、中国でも一九一四年に定められた暫行刑律補充条例により妾を親属の一員として法的に認めている。詳細は、前掲（註1）拙著『一夫一婦容妾制の形成をめぐる法的諸相 日本・中国・タイの比較法史からの展望』四六一―五七頁、及び一一八―一二三頁、を参照されたい。
- (23) 「刑法適用上ニ於ケル本島人間ノ親族範圍」(R—二・C—〇〇三二)。
- (24) 同右、六頁。
- (25) 同右、二六頁。
- (26) 概説書については、長尾景徳『台湾刑事法大意』文明堂書店、一九二六年、に依拠した。
- (27) 谷野格『台湾新民事法』台湾時報発行所、一九二三年、六七―六八頁。
- (28) 『本島人ノ親族相統慣習ノ概要』台湾総督府財務局、一九三六年、六頁。前掲（註6）姉齒『本島人ノミニ関スル親族法並相統法ノ大要』二二六頁及び三二二頁。
- (29) 前掲（註26）長尾『台湾刑事法大意』一〇八頁。

(30) 草案は三種類確認されている。第一草案は、明治四四年(一九一一年)一二月に編まれた「台湾親族相続法第一草案」である。第二草案からは名称が変更され、「台湾親族相続令第二草案」は明治四五年(一九一二年)七月に、「台湾親族相続令第三草案」は大正三年(一九一四年)七月に編まれた。第一草案及び第三草案は条名が通し番号となっているが、第二草案の第一編の親族編は条名が章ごとに振られている。

(31) 「第一篇 親族 京都會議案 四四年夏―四五年初編 第一前案ノ一(最初案) 四五年一月―二月京都會議案」(R-11・C-10030)。「第一編 親族 修正案 第一前案ノ二 四五年一月―二月會議結果修正案」(R-11・C-10030)。

(32) 但し、正式な配偶者ではなく、準配偶者たる妾と関係が生じたとしても、重婚の禁止規定とは抵触しなかった模様である。実際、後年に出版された内地の民法の規定と台湾の慣習を比較した著作においても、「蓄妾ノ慣習存シ、男ト妾トノ相互ノ間ニ準配偶者ノ関係ヲ生スルモ、所謂配偶者ハ正夫婦ノ間ニ存シテ、一夫一妻ノ制ハ最モ嚴格ニ行ハル。」との記述がみられる。台湾総督官房法務課員編『民法対照台湾人事公業慣習研究 附關係高等法院判例』台湾月報發行所、一九三二年、一〇七頁。

(33) 第六〇条第四号の文言に若干の修正が加えられ、「配偶者カ偽造、賄賂、猥褻、窃盜、詐欺及恐喝、横領、贓物ニ関スル罪若クハ刑法第百八十六条及ヒ第百八十七条ニ掲ケタル罪ニ因リテ懲役又ハ禁錮以上ノ刑ニ処セラレ、又ハ其他ノ罪ニ因リテ懲役三年以上ノ刑ニ処セラレタルトキ。」となった。

(34) 『台湾親族相続令第二草案』臨時台湾旧慣調査会、一九二二年、五頁。

(35) 大正元年(一九一二年)八月に記された文書でも、親族相続令にて改めた慣習として妾の身分を認めなかったこと、そしてその理由として「蓄妾ハ今日ニ於テハ、単ニ従来ノ遺習ヲ繼續スト云フニ過キス。富豪ノ男子カ自己ノ情欲ヲ満足セシムルノ外ニ何等ノ必要アルナシ。如其悪俗ハ之ヲ法律上ニ認めサルヲ可トス。」と述べられている。

「親族相続令に於ける慣習の改廃点」(第三審査會議案説明)(R-11・C-10033)。

(36) 『台湾民事令台湾親族相続令ニ関スル立法理由概要』臨時台湾旧慣調査会、發行年不明、三頁。

(37) 『第壹回台湾總督府評議會會議録』台湾總督府評議會、一九二二年、五六頁。

(38) 『第貳回台湾總督府評議會會議録』台湾總督府評議會、一九二二年、一五〇頁。

- (39) 「慣習ト民法ノ対照」前掲(註21)『台湾戸口事務捷徑』二六六―二六七頁。
- (40) 同右、二七一頁。
- (41) 前掲(註9)姉齒「台湾に於ける親族及相続に関する現行慣習の概要」二四―二五頁。前掲(註9)『台湾ニ於ケル親族及相続ニ関スル現行慣習ノ大要』五―六頁。
- (42) 同右、姉齒「台湾に於ける親族及相続に関する現行慣習の概要」二九頁。同右、『台湾ニ於ケル親族及相続ニ関スル現行慣習ノ大要』九頁。
- (43) 朝鮮総督府取調局『慣習調査報告書』出版社不明、一九二二年、二七二頁。